

別添 2

茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への今後の取組について (案)

平成 17 年 6 月 29 日
環 境 省

茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等に関する問題については、これまで「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」(平成 15 年 6 月 6 日閣議了解)等に基づき、原因究明、健康被害への対応等の取組が進められてきたところであるが、今般、原因究明のための対策として実施してきた「汚染メカニズム解明調査」の中間報告書が取りまとめられたところである。

環境省としては、今回の中間報告書の結果を踏まえつつ、引き続き、閣議了解に基づいて下記の対策を実施し、更なる原因究明を進めるとともに、健康被害の未然防止及び健康不安の解消に万全を期するものとする。

記

1 健康被害に係る緊急措置等の継続

現在実施されている健康診査の実施、医療費の支給等を内容とする緊急措置事業や健康影響の調査研究事業については、通常自然界に存在しないジフェニルアルシン酸に起因すると考えられる健康被害の発症メカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図るという目的で実施されているものであり、引き続き、これまでの成果も踏まえながら、環境省において着実に実施するものとする。

2 汚染メカニズム解明調査等の継続

今般の汚染メカニズム解明調査の結果、別の汚染源が存在する可能性は完全には否定できないものの、いわゆる A 井戸の南東 90 メートル地点で発見された高濃度の有機ヒ素を含むコンクリートのような塊が A 井戸及びその他の神栖地域の地下水汚染の汚染源である可能性が高い旨が報告されている。

こうした点を踏まえ、今後とも、環境省において、地下水モニタリングを継続し、コンクリートのような塊を撤去した後の地下水中の濃度変化の解析を継続することにより、神栖地域の地下水汚染メカニズムの更なる解明を、引き続き、進めることとする。

また、地下水汚染の外縁を把握するためのモニタリング調査及び汚染範囲内における住民に対する飲用自粛などの措置についても、環境省、茨城県及び神栖町の三者の連携の下で継続し、健康被害の未然防止について万全を期することとする。さらに、環境省において、有機ヒ素化合物の健康影響に関する調査研究の成果を踏まえて、可能な限り早急にこれらの環境中における指針値を策定に関する検討を進めるものとする。

3 コンクリートのような塊を投入した者の探索

高濃度のジフェニルアルシン酸に汚染されたコンクリートのような塊が発見された状況にかんがみ、このコンクリートのような塊に関して廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の枠組みを活用しながら、国と茨城県が連携して、コンクリートのような塊を投入した者の探索を更に進めることとする。

4 汚染土壤等の適切な処理

コンクリートのような塊が発見されたA井戸南東90メートル地点における掘削調査の過程で発生した汚染土壤、コンクリート様の塊などについては、可能な限り速やかに環境省において適正に処理をする。

5 毒ガス情報センターによる情報収集

ジフェニルアルシン酸の由来等については、今後とも、引き続き、環境省毒ガス情報センターにおいて、これまで収集した情報の分析を行うとともに、関連する新たな情報を受け付けるものとする。